



# 自転車運転者講習



危険行為を繰り返す自転車運転者は、「安全講習」の受講義務があります。

## 講習の流れ

14歳以上の者で、信号無視など、危険行為を3年以内に2回以上、摘発された自転車運転者

交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

自転車運転者講習を受講

【講習時間：3時間】

【講習手数料：6,150円】

受講命令に従わない場合

**5万円以下の罰金**



## 講習の対象となる危険行為（16項目）

- ☆ 信号無視（法第7条）
- ☆ 通行禁止違反（法第8条第1項）
- ☆ 歩行者用道路における車両の義務違反（法第9条）
- ☆ 通行区分違反（法第17条第1項、第4項、第6項）
- ☆ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害（法第17条の3第2項）
- ☆ 遮断踏切立入り違反（法第33条第2項）
- ☆ 交差点安全進行義務違反等（法第36条）
- ☆ 交差点優先車妨害等（法第37条）
- ☆ 環状交差点安全進行義務違反等（法第37条の2）
- ☆ 指定場所一時不停止等（法第43条）
- ☆ 歩道通行時の通行方法違反（法第63条の4第2項）
- ☆ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転（法第63条の9第1項）
- ☆ 酒気帯び運転等（法第65条第1項）
- ☆ 安全運転義務違反（法第70条）
- ☆ 携帯電話使用等（法第71号第5号の5）
- ☆ 妨害運転（交通の危険のおそれ・著しい交通の危険）

（法第117条の2第1項第4号、第117条の2の2第1項第8号）

### ※ 妨害運転とは

自動車やバイク、他の自転車の通行を妨げる目的で、逆走して進路をふさぐ、幅寄せ、進路変更、不必要な急ブレーキ、ベルをしつこく鳴らす、車間距離の不保持、追い越し違反の7つの行為



「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為の概要			
※令和7年3月24日から講習手数料改定【6,150円】			
1 信号無視	2 通行禁止違反	3 歩行者用道路における車両の義務違反	4 通行区分違反
5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害	6 遮断踏切立入り違反	7 交差点安全進行義務違反等	8 交差点優先車妨害等
9 指定場所一時不停止等	10 歩道通行時の通行方法違反	11 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転	12 酒気帯び運転等
13 安全運転義務違反	14 携帯電話使用等	15 妨害運転	16 自転車運転

【自転車運転者講習】の目的  
14歳以上の者で、危険行為の2回以上を3年以内に繰り返した自転車運転者を対象とし、交通の危険を防止する。  
【講習時間】3時間 【講習手数料】6,150円  
※講習命令に従わない場合は、5万円以下の罰金（交通の危険）1年以上の懲役又は30万円以下の罰金

※令和7年3月24日から講習手数料改定【6,150円】  
【講習手数料】6,150円（講習手数料）  
【講習時間】3時間（講習時間）

チラシデータはこちらからダウンロードできます。